

大店立地専門家会議（H30.8.27）

議 事 録

日 時：	平成30年8月27日（水）10:00～10:30	
会 場：	本庁舎14階 1号会議室	
出席者：	委員5名	今野座長、高橋委員、鈴木委員、佐藤委員、道尾委員
	審査担当課6名	交 通：吉舗交通計画課駐車施設担当係長、佐竹係員、 騒 音：道環境対策課騒音対策担当係長、阿部係員 廃棄物：三國事業廃棄物課一般廃棄物係長、田中係員
	経済局3名 （事務局）	村田商業・金融支援課長、駒田商業・金融支援課商業振興係長 島田係員
	傍聴者	0名
	配布資料	会議次第・出席予定者名簿・配席図
事務局（課長）	<p>皆様こんにちは。本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより専門家会議を始めさせていただきます。 今回の専門家会議は、委員の方が改選された後、初めての会合となりますので、まずは私からご紹介をさせていただきます。</p> <p>まず、本市の規定に伴いまして、附属機関の委員の改選に伴い、本日の会議より、これまで委員を務めていただいております石嶋芳臣先生、佐藤哲身先生、武者加苗先生の3名が退任となりました。新たに、北海学園大学の今野喜文先生、北海道立総合研究機構の高橋英明部長、札幌学院大学の橋長真紀子先生にご就任をいただきました。</p> <p>本日、岸委員と橋長委員が欠席となっております。</p> <p>それでは、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>北海学園大学経営学部の今野喜文教授です。 北海道立総合研究機構の高橋英明環境保全部長です。 北海学園大学工学部の鈴木亜也子講師です。 北海道大学大学院工学研究院の佐藤昌宏助教です。 北海道科学大学未来デザイン学部の道尾淳子講師です。</p> <p>委員の皆様、これからよろしくお願いたします。 続きまして、審査担当課の職員をご紹介いたします。 交通計画担当課から、自己紹介でお願いいたします。 （審査担当課職員自己紹介）</p> <p>それでは、審議に移らせていただきます。</p> <p>なお、委員の改選に伴いまして、改めて座長を選出する必要がありますが、事務局より、今野先生に座長をお願いしたいと提案させていただきたいと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。ご異議がなければ、拍手をお願いいたします。</p> <p>（「異議なし」と発言する者あり・拍手）</p> <p>ありがとうございます。</p>	

	<p>それでは、今野先生、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、前回の会議でご指摘いただいた件について、担当よりご報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、前回審議を行った店舗の届け出内容について、ご指摘のあった点についてご報告させていただきます。</p> <p>別紙1及び2をごらんください。</p> <p>前回審議いたしましたアクロスプラザ東苗穂における夜間騒音最大値の予測地点について、別紙2にございますとおり、a1とa2はそれぞれ冷凍機と排気の定常騒音となっております。こちらの位置が非常に近いというところがございます。こちらは、合成音で予測、評価を出すべきではないかというご発言がございました。</p> <p>その後、この件について、本市の今後の運用方法について騒音の担当の環境対策課と協議しました結果、原則として、騒音発生源が近接している場合は合成音として数値を出す。ただし、建物が密集している場合など、予測地点が別々であっても、個別判断により合成騒音として数値を求める場合があることとするいたしました。</p> <p>なお、本運用に関しましては、札幌市で作成しております大規模小売店舗立地法手続きの手引、こちらはホームページに掲載しておりますが、これに新たに掲載の上、設置者、コンサル等には、必要に応じて随時対応を依頼してまいります。</p> <p>ご発言のあった佐藤哲身前委員には、上記を説明し、ご了承をいただいているところでございます。</p> <p>以上、事務局からのご報告とさせていただきます。</p>
事務局（課長）	<p>ただいまの報告につきまして、何か質疑等はございますでしょうか。</p> <p>（「なし」と発言する者あり）</p> <p>特になければ、本日の審議を行いたいと思います。</p> <p>本日の審議案件は、スーパーセンタートライアル屯田店の新設届1件でございます。</p> <p>それでは、ここから今野座長に審議の進行をお願いいたします。</p>
今野座長	<p>ただいま事務局から説明がございましたように、本日の案件は、新設の届け出1件ということでございます。</p> <p>それでは、事務局から、スーパーセンタートライアル屯田店の概要説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の審議案件、スーパーセンタートライアル屯田店の概要を報告させていただきます。</p> <p>まず、届け出書の1枚目をごらんください。</p> <p>届出日は平成30年3月27日、名称はスーパーセンタートライアル屯田店となっております。所在地は、札幌市北区屯田9条12丁目1番1です。なお、店舗の詳細の場所につきましては、図3-1広域見取図及びの図3-2周辺見取図でご確認をお願いいたします。</p> <p>続いて、設置者及び小売業者は、株式会社トライアルカンパニーとなっております。</p> <p>新設予定日は平成30年11月28日、店舗面積は2,130平方メートルです。</p> <p>施設の運営方法に関する事項ですが、まず、店舗の営業時間が24時間営業、同じく駐</p>

車場を利用することができる時間帯も24時間、そして、荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後10時までとなっております。

施設の配置につきましては、図3-4の配置図をご確認ください。

次に、交通関係の添付書類でございます。

交通関係添付書類補足資料の11ページをごらんください。

駐車台数の算出についてです。

店舗敷地は、第1種住居地域にあるため、大店立地法の指針で定める其他地区の計算式に基づくと、必要駐車台数は71台となります。これに対し、駐車場の届け出台数は82台となっております。

さらに、12ページをごらんいただきますと、82台の届け出駐車台数のほか、敷地内に157台分の駐車ますが従業員駐車場及び冬季堆雪場として確保されております。

次に、14ページをごらんください。

2の方向別自動車台数の設定についてご説明いたします。

来店者の分布範囲は、店舗を中心とした半径5キロメートルを設定し、⑤に記載がありますとおり、自動車来台数は、ピーク時合計で101台となっております。

なお、四つの具体的なゾーン分けは、21ページの商圈図でご確認いただけます。

続いて、15ページの3の出入り口設定の検証の②出入り口の数及び位置の検討の表をごらんください。

出入り口①、出入り口②の時間当たり入庫処理能力は450台であるのに対し、出入り口①の入庫台数は40台、出入り口②は61台となっており、処理能力の範囲内となっております。

続いて、駐輪場について、17ページをごらんください。

札幌市の条例に基づく必要駐輪台数は48台であるのに対し、届け出台数は50台となっております。

荷さばき施設は1カ所設置されており、123平方メートル用意されております。

荷さばき車両用の待機スペースは設置されておませんが、計画的な搬出入計画により、荷さばき車両が集中しないよう配慮する旨が記載されております。

次に、18ページの5の関係機関事前協議等での指摘事項と対応策に関する事項をごらんください。

道警本部交通規制課、札幌北警察署、北区土木センターと事前協議をしております、全ての要望事項等に対し対応、説明し、了承を得ております。

なお、こちらの事前協議の結果、歩行者ができるだけ駐車場を横断せずに店舗へ入れるよう、歩行者用通路を設置することとなっております。

続きまして、騒音関係の添付書類についてご説明させていただきます。

28ページ、騒音関係資料〇ページ目をごらんください。

昼間の等価騒音レベルの予測地点は、大店立地法に定める指針の考え方から、店舗周囲にAからEの5カ所を設定されており、全ての予測地点で基準を満足しております。

また、夜間の騒音レベル最大値予測地点は、定常騒音については各音源の直近住居にお

	<p>いて基準を満足しております。</p> <p>来客自動車走行音及びドア開閉音については、直近住居を壁際においても基準を超過していたため、病院側及び反対側の緑道に遮音壁を設置することにより、基準を満足する数値となっております。</p> <p>なお、駐車場の一部をパイロン等を用いて夜間閉鎖することとしております。</p> <p>図面については、騒音予測報告書の中の40ページにございます。</p> <p>また、騒音対策につきましては、騒音資料の4ページ目になりますが、夜間は廃棄物収集作業を行わず、外部スピーカーを使用せず、冷暖房機室外機の大半は建物北側及び東側に設置されている旨が記載されております。</p> <p>また、こちらには記載がないのですが、荷捌き作業についても夜間は実施されないこととなっております。</p> <p>最後に、廃棄物関係の添付書類・補足資料になります。</p> <p>34ページをごらんください。</p> <p>こちらでは、廃棄物保管施設について必要な容量を算出するための廃棄物等の予測結果及びその算出根拠が示されております。</p> <p>指針の計算式に基づいて算出した結果、当該小売店舗からの排出予測量は9.92立方メートルとなっております。</p> <p>これに対し、36ページをごらんいただきますと、廃棄物保管施設は廃棄物置き場と再利用対象物を合わせて31.55立方メートルと排出予測量を上回る容量が確保されております。</p> <p>また、その他配慮事項に関しましては、最後のページをご参照いただければと思います。以上、簡単ではございますが、事務局からのご報告とさせていただきます。</p>
<p>今野座長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がありました届け出店舗に関しまして、ご質問、あるいは審査に当たっての留意事項などがありましたら、各委員からご発言いただければと思います。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>私は、騒音を見させていただいております。</p> <p>まず、1点確認させてもらいたいののですが、遮音壁をつくることによってクリアしているというお話がありまして、そのデータを見せていただきました。この最終的な予測地点は、受音点側が1.2メートルのところだと読めました。ただ、隣の建物等は3階建てということがありますので、例えば、3階の部分に対して遮音壁の効果がどの程度あるのかということとはわかりません。</p> <p>今まで経験した中では、経路差が小さくなると、それだけ遮音効果が落ちますので、1.2メートルの評価というだけでは不十分かと思えます。3階の受音点で発生源の音が見渡せるかどうかかわからないのですが、どのみち、経路差が小さくなるということはそんなに効果が得られないということも考えられます。できれば、3階といいますか、より影響があると思われるところの数値を教えていただければと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>現状の資料ではそちらが掲載されていないので、事務局から、設置者に資料等を出して</p>

	<p>いただいて、確認できるようにしたいと思います。</p> <p>こちらに関して、もし数値を超えるということであれば、次回会議なりの場でご相談をさせていただければと考えております。</p> <p>確認の結果、数値について全く問題ないということであれば、意見なしということ整理させていただきたいと思います。</p>
高橋委員	<p>ありがとうございます。それをしていただけると助かります。</p> <p>あとは、質問ではないのですが、駐車場の走行騒音は、昼間が20キロでクリアしていて、夜間10キロでクリアしているということです。多分、夜間は20でもクリアできる気がするのですが、10キロと20キロでは騒音のレベルがかなり違います。そこは、確実に夜間10キロというものを守っていただけるように看板を立てるという対策は施されているようですが、そこは、一般市民からいくと、昼間は20キロで走ったのに夜間は急に10キロといっても、なかなか浸透しない気がします。ですから、数値的にはぎりぎりのラインではないかと思います。ただ、超えているとはっきり言えるわけではなくて、一応は10キロでやるということなので、そこは確実に実施していただきたいという要望です。</p> <p>もう一点は、24ページの騒音のところにも光のことも書いてあります。騒音というのは、感覚公害と言われるように、もともと静かなところが急にうるさくなった。そのときに、レベル的には全く問題ないですが、苦情等に結びつきやすい性質がございます。この場所は、もともと静かで、それほど明るい商業地ではなく、暗いところだと思いますので、そこで急に音が出たり、24時間ずっと光があるというのは、住民の方にとっては若干不安といいますか、環境変化は非常に大きいと考えられます。</p> <p>ですから、光についても配慮して実施していただければと思っております。</p> <p>以上、2点の要望でございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>その点につきましても、事務局から設置者にしっかり伝え、遵守するよう連絡したいと思います。</p>
鈴木委員	<p>私からは、1点だけ確認したいです。</p> <p>歩行者の出入り口が1カ所あることはわかったのですが、自転車はどう対応するのでしょうか。車両と同じ扱いで、出入り口①、②から入れるのか、歩行者のところから入れるのか。</p> <p>もし①、②から入れるのであれば、その後の経路といいますか、自転車と車の交差が少ないように、うまく経路を誘導していただきたいと思います。</p> <p>どちらから入れるのか、今わかっておりますか。</p>
交通担当	<p>事業者から、自転車はここを通過するというものは出してもらっておりません。自転車はどの出入口からも出入りできますが、特に出入り口①、②は車両の出入り口との併用になるため、車両に注意して入っていただくような形になると思います。</p>
鈴木委員	<p>出入り口②から入って、真っすぐ行くのが多いのでしょうね。</p>
交通担当	<p>そうなると思います。</p>

鈴木委員	駐車内での誘導をしっかりとお願いしたいです。
事務局	わかりました。事務局から設置者にしっかりとお伝えしたいと思います。ありがとうございます。
佐藤委員	<p>まず、歩行者通路の近くを荷さばきの車が動くというのは、ちょっと不安だと思いました。こういう大店舗の場合に、ここは歩行者が歩きますということで道に色をつけるとか、車の後ろに行かないような誘導方法があるのかどうかを聞きたいと思います。</p> <p>それから、廃棄物のことですが、参考資料の廃棄物関係資料の36です。</p> <p>廃棄物の保管施設の計画のところ、その他附属施設の概要に、空調についてはしっかりと記入していただきたいと思います。</p> <p>それから、いつも言っておりますけれども、廃棄物が長期堆積してガスが出てくるのが一番怖いので、まずは堆積しないように計画的な収集をしていただくということと、空調設備をしっかりと管理していただくということと、万が一、空調設備がとまってしまって長期保管をしてしまった場合は、よく換気してから作業をしていただくようにと設置者に伝えていただければと思います。</p> <p>以上の3点について、よろしくお願いたします。</p>
交通担当	<p>まず、1点目の歩行者動線と荷さばきについてですが、よく見るのは、車椅子のどこから店舗に入るところまで横断歩道のような形で路面標示をしているケースです。今回、この駐車場については、車いす用のスペースのすぐそばに店舗の入口があるので、路面標示は必要ない形になっています。</p> <p>ただ、委員がおっしゃるとおり、歩行者動線と荷さばきの切り返すところの動線が輻輳することも想定されるため、実際に供用開始に向けて事業者に注意喚起するとともに、開店後、危険な状況にあるようであれば、路面表示であれば後からやるということもできると思いますので、そういう対応になるかと思います。</p>
事務局	2点目、3点目につきましても、同様に、設置者にしっかりと伝えて、遵守していただくよう連絡したいと思います。
佐藤委員	わかりました。ありがとうございました。
道尾委員	<p>今の歩行者用通路で追加の質問ですが、案内サインが必要ではないかという感想です。冬場の積雪時などは路面に書いていることがわかりにくくなりますので、ピクトグラムなども使った案内サインがあるといいと思います。</p> <p>また、出入り口①に関してですが、19ページの配置図にある案内看板の設置イメージでは、下のほうに追分通と書いてあります。ここは、括弧内が右折出庫となっています。私は、一般的には左折でスムーズに出庫させるというイメージを持ちます。</p>
交通担当	<p>出入り口①、②がありまして、左側から来た車は①から入って①から出てもらいます。逆に、右側から来ていただいた車は②から入って②から出てもらうという計画になっております。</p> <p>その場所の交通状況によっていろいろな誘導の仕方があると思いますが、ここについては、双方向から来た車を交差させないことを優先した動線計画になっているので、右折出庫という誘導看板になっております。</p>

道尾委員	誘導員がいない状態だと、ドライバーは一瞬迷ってしまうと思いますが、交通の流れのことを考えればということですね。
交通担当	そうですね。
道尾委員	わかりました。
今野座長	委員の皆様から特段のご意見がないようですので、本件の審議結果は市として第8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われませんが、異議はございませんか。 (「異議なし」と発言する者あり) では、専門家会議意見としては、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたします。 なお、審議の中でご指摘がありました駐車場の走行の問題、騒音の問題、駐車場の誘導、廃棄物の堆積の計画的収集、空調管理、案内サインの問題について、専門家会議の指摘ありとして、市から設置者に特段の配慮をお願いしていただきたいと思います。 また、審議の中で高橋委員からありましたが、遮音壁の効果についても、事務局から設置者に確認いただきまして、結果に問題がありましたら最終的な意思決定に反映していただきたいと思います。 ほかに、欠席委員から何か意見がありましたか。
事務局	今回の審議案件に対して、欠席された委員から特段の意見はありませんでした。
今野座長	それでは、本日の審議を終了したいと思います。 事務局に進行を戻します。
事務局(課長)	本日は、お忙しい中をご審議いただき、ありがとうございました。 次回の会議ですが、現在、新設の届け出が5件提出されております。そのうち、2件の縦覧期間が9月初旬までとなっておりますので、9月下旬から10月上旬に会議を開催したいと考えております。 日程につきましては、改めて調整させていただきますので、お忙しい中を恐縮ですが、今後ともよろしく願いいたします。 以上をもちまして、本日の専門家会議を終了いたします。 ありがとうございました。